

島牧村風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、島牧村における風力発電設備の設置及び運用に関し、事業者等が遵守すべき事項及び基準を定めることにより、地域の安全の確保、生活環境の保全及び自然環境の保護を行うことを目的とする。

2 対象設備

このガイドラインの対象となる風力発電設備は、島牧村において新設、増設又は改修をする風力発電設備で、出力規模（同一事業において複数の風力発電設備を稼動する場合にあっては、当該事業における総出力規模）が1,000キロワット未満のものをいう。ただし、売電を主たる目的としない公共的な設備、及び自家消費を主たる目的とする設備は除く。

3 用語の定義

- (1) 風力発電設備 風力を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 発電事業 風力発電設備を設置し又は運用し、得られた電力を供給（自ら消費する場合を含む。）する事業をいう。
- (3) 事業者等 発電事業を行う者（風力発電設備の設置又は維持のみを行う者を含む。）及び発電事業を行おうとする者（風力発電設備の設置又は維持のみを行おうとする者を含む。）をいう。
- (4) 土地所有者等 発電事業が行われ又は行われようとする土地を所有し、又は管理する者（事業者等を除く。）をいう。
- (5) 住宅等 住宅及び事業所（事業者等が自ら所有するこれらのものを除く。）並びに学校、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設をいう。
- (6) 住民等 住宅等の居住者又は管理者をいう。

4 設置及び運用の基準

事業者等は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 住宅等からの距離

風力発電設備を設置するときは、住宅等の建物から風車タワー基礎部分までの水平距離について、当該風力発電設備の最大高の5倍に相当する距離（その距離が200メートルに満たない場合は200メートル）以上離れた場所に設置すること。ただし、土地所有者等及びこの区域の住民等の同意が得られたときはこの限りではない。この場合における住宅等と風力発電設備の距離は、風車の破損等における周辺への影響を避けるため、概ね100メートル以上になるよう努めるものとする。

(2) 道路からの距離

道路（道路法（昭和27年法第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。）から風車タワー基礎部分までの水平距離について、当該風力発電施設の最大の高さに相当する距離以上離れた場所に設置すること。

- (3) 騒音（周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音によるものを含む。）
風力発電設備から最も近い住宅等において、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値（昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下）又は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成 29 年 5 月 26 日付け環水大大第 1705261 号）」に定める指針値の、いずれか低い値を超えないこと。ただし、周辺地域において先行する風力発電事業がある場合には、その影響を含めた騒音について超えないようにすること。
- (4) 低周波音（超低周波音（周波数が 20 ヘルツ以下の音をいう。）を含む。）
環境省「低周波音問題対応の手引書」に基づき調査し、対応を行うこと。
- (5) 日影
風力発電設備の設置を行うときは、風車の羽の回転に伴って地上に明暗が生じる現象への対策を含めた日影対策に配慮すること。また、風力発電設備の運用開始後において住民等にその日影による障害が生じたときは、当該障害を除去するために適切な措置を講じること。
- (6) 電波障害
風力発電設備の設置及び運用によってテレビジョン放送の電波その他の電波に障害が発生しないように配慮し、必要な措置を講じること。
- (7) 動植物に与える影響
風力発電設備の設置及び運用によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように配慮し、必要な措置を講じること。
- (8) 景観
ア 風力発電設備の設置に当たっては、地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模となるよう計画すること。
イ 風力発電設備の形態及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるよう配慮すること。
ウ 風力発電設備により景観に与える影響が甚大なことにより良好な景観又は風致を著しく阻害することのないように配慮し、必要な措置を講じなければならない。
エ 風力発電設備及びその周辺に広告物を表示する場合は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼさない広告物で、管理上必要とされる最小限のもののみを表示するものとする。
- (9) 光害
風力発電設備及びその周辺に照明器具等を設置するときは、近隣住民等の障害又は生態系への重大な影響を生じさせないように配慮すること。
- (10) 文化財
風力発電設備の配置に当たっては、設置の影響から文化財を保護するよう努めること。

5 事業の説明等

- (1) 事業者等は、風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、島牧村、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行うものとする。
- (2) 事業者等は、町内会・自治会及び住民等に対する事業の説明に当たっては、発電事業に対す

る不安及び疑問を可能な限り解消するように努めるものとする。

- (3) 事業者等は、前号に規定する事業の説明を行ったときは、その概要、提出された要望及び意見について、事業説明概要報告書（様式第1号）を作成し、島牧村に提出すること。

6 設置等に関する届出

事業者等は、国へ再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行うとき又は発電事業の事業計画を立案したときは、関係書類を添えて風力発電設備等の設置に関する届出書（様式第2号）を島牧村へ提出すること。

7 設置後の維持管理等

- (1) 事業者等は、風力発電設備の設置が完了したとき（当該風力発電設備の設置完了後に、事業承継等により第三者が発電事業を継続する場合を含む。）は、速やかに風力発電設備の設置完了報告書（様式第3号）を島牧村へ提出すること。
- (2) 事業者等は、風力発電設備について、正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに事故報告書（様式第4号）を島牧村へ提出すること。また、騒音等の障害が発生した場合も同様とする。
- (3) 事業者等は、設置した風力発電設備の維持管理体制を変更した場合は、速やかに変更報告書（様式第5号）を島牧村へ提出すること。また、風力発電設備を譲渡する場合も同様とする。
- (4) 事業者等は、風力発電設備での発電の事業が終了したとき（事業承継等により、第三者により発電事業を継続する場合を除く。）は、速やかに廃止届出書（様式第6号）を島牧村へ提出するとともに、責任をもって風力発電設備を撤去すること。また、発電事業の終了から撤去までの期間においては、倒壊等により周辺に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じること。

8 その他

- (1) 事業者等は、風力発電設備の設置等にあたり、住民等から事業者等へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を島牧村に報告すること。
- (2) このガイドラインの目的を達成するため、島牧村は、発電事業の概要等について設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体に対し、聴取し、及び情報提供することができる。
- (3) このガイドラインを遵守しない事業者による事業計画であって、注意喚起の観点から村民への情報提供が特に必要なものについては、島牧村は、当該事業者の名称、所在地、事業の概要等必要な事項を公表することができる。

附 則

このガイドラインは令和4年5月20日から施行し、施行日以降に新たに風力発電設備等の設置に関する届出書（様式第2号）の提出を行う風力発電設備の設置について適用する。

事業説明概要報告書

年 月 日

島牧村長 様

事業者 住 所（法人の場合は所在地）
 氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）
 電話番号 （ ）

島牧村風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第5項第3号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

風力発電施設 名称		
設置場所	島牧村	
実施項目	<input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> 協議	
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
実施場所		
説明者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
説明会参加者	説明対象者（ ）参加者人数（ 人）	
協議相手方名		
説明会、協議 等において出 た意見とその 対応策		

備考

- 1 説明概要、住民説明会又は協議において配付若しくは使用した資料、利害関係者からの意見とその対応策についてまとめた書類等を添付すること。
- 2 個人の場合は、記名押印に変えて署名とすることができる。

様式第2号（第6項関係）

風力発電設備等の設置に関する届出書

年 月 日

島牧村長 様

住所（法人の場合は所在地）

届出者

氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

風力発電設備等の設置を計画したので、島牧村風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第6項に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業主体	
事業実施場所	
事業規模	kW × 基
工事期間 (予定)	(着工) 年 月 日 (竣工) 年 月 日
発電事業期間 (予定)	(開始) 年 月 日 (終了) 年 月 日
担当者	所属・職： 氏 名： 電話番号： E-Mail：
関係書類	(1) 事業予定地の位置図（住宅等との距離が確認できること） (2) 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定） 又は（写） (3) 国への再生可能エネルギー決定に係る関係法令報告書（予定） 又は（写） ※ ただし、(2)及び(3)については、該当しない場合は不要。

様式第3号（第7項関係）

風力発電設備の設置完了（事業承継等）報告書

年 月 日

島牧村長 様

住所（法人の場合は所在地）

届出者

氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

風力発電設備の設置が完了（事業承継等）したので、島牧村風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第7項に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

設備名称	
設備所在地	
事業規模	kw × 基
発電事業者	氏名： 住所： 連絡先：
保守点検責任者	氏名： 住所： 連絡先：
緊急連絡先	氏名： 住所： 連絡先：
運転開始（事業承継等）年月日	年 月 日

様式第4号（第7項関係）

風力発電設備の事故等報告書

年 月 日

島牧村長 様

事業者 住 所（法人の場合は所在地）
氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）
電話番号 （ ）

島牧村風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第7項第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

設備 ID（標識番号）	ID：
事故等発生日時	年 月 日 時 分
事故等発生場所	
事故等の状況	
被害者	氏名： 住所：
事故等の原因	
事故等の対応状況	
事故等対応者	事業者名： 住 所： 担当部署（担当者名）： 電 話： E-Mail：

備考

- 1 事故等にかかる関係書類（現況写真等）を添付すること。
- 2 個人の場合は、記名押印に変えて署名とすることができる。

様式第5号（第7項関係）

風力発電施設事業者変更報告書

年 月 日

島牧村長 様

事業者 住 所（法人の場合は所在地）
氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）
電話番号 （ ）

島牧村風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第7項第3号の規定により、
関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

風力発電施設名称	
設置場所	島 牧 村
旧事業者名	住 所 事業者名 電話番号
新事業者名	住 所 事業者名 電話番号
変更年月日	年 月 日（譲渡契約日を記載）
変更理由	

備考

- 1 社名変更の時は、変更後の登記簿の写しを添付すること。
- 2 事業者が変更となる場合は、変更認定通知書の写し等（譲渡契約書等）、会社概要等を添付すること。
- 3 標識版の記載内容の変更も行い、記載内容変更後の写真を添付すること。
- 4 個人の場合は、記名押印に変えて署名とすることができる。

風力発電設備の廃止届出書

年 月 日

島牧村長 様

事業者 住 所（法人の場合は所在地）
氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）
電話番号 （ ）

島牧村風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン第7項第4号の規定により、
関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

風力発電施設名称	
設置場所	島牧村
運転開始日	年 月 日
設備廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	<input type="checkbox"/> 発電設備の撤去
	<input type="checkbox"/> その他（理由を記入してください。）

備考

- 1 発電設備撤去の場合は撤去後の現況写真を添付すること。
- 2 個人の場合は、記名押印に変えて署名とすることができる。